**神戸運輸監理部入札監視委員会　令和６年度定例会議　審議概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **開催日及び場所** | 令和６年１２月２日（月）　神戸第２地方合同庁舎 ６階会議室 | |
| **委　　　　　員** | 委員長：藤谷　秀雄（福山大学教授、神戸大学名誉教授）  委　員：平野　　謙（弁護士）  委　員：持田　俊介（弁護士） | |
| **審査対象期間** | 令和５年１０月１日～令和６年９月３０日 | |
| **抽出案件** | 総件数　２件 | **報告・説明事項等**    ①入札・契約手続きの運用状況  ②指名停止等の運用状況  ③再度入札における一位不動状況  ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況  　⑤一者応札（工事）の発生状況  　⑥不調・不落の発生状況  　⑦高落札率の発生状況  ⑧再苦情申立書  　※上記③及び⑤から⑧については、該当がない旨を報告 |
| **工事** |  |
| 一般競争 | １件 |
| 指名競争 | 抽出対象案件なし |
| 随意契約 | 抽出対象案件なし |
| **建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務** |  |
| 一般競争 | 抽出対象案件なし |
| 指名競争 | 抽出対象案件なし |
| 随意契約 | 抽出対象案件なし |
| **役務・物品** |  |
| 一般競争 | 抽出対象案件なし |
| 指名競争 | 抽出対象案件なし |
| 随意契約  （企画競争） | １件 |
|  |  |
| **委員からの意見**  **・質問、それに対する回答** | 意見・質問 | 別紙のとおり |
| 回答 | 別紙のとおり |
| **委員会による**  **意見の具申又は**  **勧告の内容** | 無し  その他 別紙「３．まとめ」のとおり | |

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| **意見・質問** | **回答** |
| **１．役務（企画競争）**  **審議事案１**  **「神戸運輸監理部管内の旅客船事業における人手不足の現状と課題に関する調査」**  ・１者提案となっているが、いつも同じ者になってしまっていないか。公示期間も短すぎるのでは。  広報のやり方を工夫できないか。  ・過去にも受注している事業者のようだが、こちらの満足のいく成果が出ているのか。  ・この企画の調査結果は出ているのか。  調査結果が返ってきた後はどのような手続きが進んでいくのか。  ・フィードバックに止まらず、次の手に活用する計画はあるのか。  ・神戸運輸監理部管轄の航路の区域は、兵庫県だけか。県内のみの問題もあるだろうが、他地域のほかの運輸局との情報共有ができれば、予算規模も大きくなり、合理的なのでは。  **２．工事（一般競争入札）**  **審議事案２**  **「姫路自動車検査登録事務所倉庫棟屋上防水改修工事」**  ・各者の金額に大きく差があるものなのか。  ・低入札価格調査の基準は何％以下なのか。  予定価格を大きく下回っていると、安すぎないかという懸念が生じるので、調査を実施した方がよい。  ・工事の検収は会計課で行うのか。  ・過去からしても、予定価格と入札価格の乖離が激しい。予定価格の積算方法が時代に合わなくなっているのでは。  ・予定価格よりも著しく低い入札があった場合に、相談できるような機関はあるのか。  **３．まとめ**  ・調査業務については、今日出た意見を踏まえ幅広く応募が可能な工夫を加えつつ、今後も有意義に活用していただきたい。  審議事案２については予定価格との開きが大きく、他方、企画競争は予算不足が見受けられる。現在の積算方法や予算額の妥当性について、あらためて検討してもらいたい。 | ・過去に問い合わせのあったほかの者に確認したところ、予算との折り合いがつかないとのことでした。公募に関しては予告も行い、公示期間も内規に基づいた日数を確保しているところですが、１者提案の回避策として、期間の延長とより積極的な周知は行う意義があると考えます。  ・過去の調査において、課題に対し、知見をいかした提案がされており、成果物の報告書も問題ないという認識です。  ・結果は報告書という形で、３月末までに提出されます。  今年度は現状把握が目的で、事業者や協力いただいた機関に対し、調査結果をフィードバックして活用いただくところまでを考えております。  ・調査結果を踏まえ、次年度には新たな深掘調査や対策の検討をする予定です。  ・県内のみで離発着する事業者は管轄となります。さらに、兵庫県と他府県を結ぶ航路をもっている事業者にも参考までに意見を伺っています。ほかの運輸局との連携となると、実際のところ過去に例はありませんが、できないことはないと思われます。  ・業者毎にその取引に強い弱いといった違いが現れると思われます。  ・予定価格が一千万円以上、且つ工事であれば入札額が予定価格の92％以下の場合に低入札価格調査を実施することになります。  　調査では設計事業者にも協力してもらい、使われる資材の同等品などの確認を行いますが、その結果安全に履行できないと判断されれば契約は行わず、２位、３位の業者に必要に応じて低入札価格調査を実施することとなります。  実際の工事では、履行確認が終わってからの支払いが基本であり、仕様を満たすまでは完了しません。  ・検収は会計課の職員が行います。  ・予定価格の立て方には、一定の基準はあるものの、そこからの工夫も可能となっています。  ・国の機関では心当たりはありません。  設計図を描いた設計事業者に問題なく仕様を満たすものか確認いただき、担保を取っている形となります。  ・御指摘いただいた内容を踏まえ、これからの業務に生かしていきたいと考えております。引き続き、適切な入札、契約事務処理を行ってまいります。 |